

会議録

会 議 の 名 称	第10回名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会
開 催 日 時	令和4年9月9日(金)午前10時から
開 催 場 所	清須市役所南館 3階 大会議室
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 施行者挨拶</p> <p>3 委嘱状の交付と委員紹介</p> <p>4 議題</p> <p>審議事項 (1)名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業に係る評価員の選任について(諮問第15号)</p> <p>報告事項 (1)事業の進捗状況について (2)仮換地指定について(第5回、第6回、第7回使用収益開始) (3)令和4年度の工事概要について</p> <p>5 閉会</p>
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料10-1 委員名簿</li> <li>・資料10-2 諮問書写(第15号)</li> <li>・資料10-3 評価員予定者名簿</li> <li>・資料10-4 (1)事業の進捗状況について (2)仮換地指定について(第5回、第6回、第7回使用収益開始) (3)令和4年度の工事概要について</li> </ul>
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	0人
出 席 委 員	河村委員、榊田委員、柴山委員、藤曲委員、マキノチェーン株式会社委員、蔭山委員、田宮委員、河邑委員
欠 席 委 員	株式会社靴のホツタ委員
出 席 者 ( 市 )	長谷川建設部長
事 務 局	〔新清洲駅周辺まちづくり課〕前田課長、林係長、森本主査、鬼頭主任 〔委託業務従事者〕独立行政法人都市再生機構

会議の経過《意見の要旨》

1 開会

【事務局より会議の公開と傍聴人の説明】

2 施行者挨拶

【長谷川建設部長あいさつ】

3 委嘱状の交付と委員紹介

【長谷川建設部より委嘱状の交付】

【田宮委員の会長代理就任】

●事務局

会議の成立は、土地区画整理法第62条第3項の規定により、委員の半数以上の5人の出席を必要としますが、本日の出席委員数は欠員及び欠席2人を除き8人ですので、本日の会議は成立しております。

4 議題

審議事項

(1)名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業に係る評価員の選任について(諮問第15号)

○河邑会長

それでは議題(1)「名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業に係る評価員の選任について」(諮問第15号)審議しますので、事務局に議題の説明を求めます。

●事務局

【諮問書第15号を朗読及び説明】

この度、半谷国大評価員より辞任届が提出されたことにより、後任として西春日井農業協同組合清洲支店長である森川篤氏へ就任依頼したところ、承諾する旨の回答がありましたので、本日審議会に諮り選任するものであります。

○河邑会長

只今の説明について、御意見、御質問はございませんか。

○各委員

意見なし。

○河邑会長

それでは、御意見も無いようですので、採決をします。議題(1)「名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業に係る評価員の選任について」、同意される方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員挙手でありますので、本議題は原案のとおり定めることに同意する旨を答申します。

報告事項

(1)事業の進捗状況について、(2)仮換地指定について(第5回、第6回、第7回使用収益開始)、(3)令和4年度の工事概要について【資料10-4およびスクリーンにて説明】

○河邑会長

只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。ご意見等がないようでしたら、私の方からお伺いします。駅前広場は仮線用地に跨るため、仮線用地外の半分ほどの部分で暫定的に整備するということが、駅前広場の面積が狭いため、車両の出入りの際に接触しないかなどの心配があります。安全対策はどうなっていますか。

●事務局

今回築造する駅前広場については、仮線用地を確保する必要があるという制限の中、本来の面積の半分程で駅前広場を築造しますので、面積が非常に狭くなっています。そこで公安協議を重ね、この用地の中で安全を確保できる構造を検討し築造を行っています。安全対策としては、進入口にゼブラ帯を設け、進入を誘導し、車の動線を誘導するための矢印を4箇所程路面上に表示する予定です。また、身体障害者用の駐車マス及びコミュニティバス、タクシー乗り場の駐車マスを路面上に表示し、スペースを明確に分かりやすくする予定です。

○河邑会長

時間帯によっては出迎える車両が多く入ることになりますが、この駅前広場では待っている場所がないように思われます。その点はのでしょうか。

●事務局

駅前北線は車道幅員は9メートルで、3メートルの車道が二つあり路側帯は1.5メートルと広めに計画しています。駐車禁止の規制をかけますが、停車については路側帯を使用していただくことを想定しています。

○河邑会長

ありがとうございます、よろしく申し上げます。

他にご意見はございますか。

○田宮委員

土地利用計画図において、仮線用地として赤の破線で囲われた区域は令和7年から令和20年までの工事期間として示されておりましたが、このエリアは地区全体に対する割合はどれほどでしょうか。

●事務局

概算になりますが、仮線用地は約6,000平方メートルであり、地区面積5.2ヘクタールに対する割合は約12パーセントです。

○田宮委員

この区画整理事業は、名鉄高架事業の仮線用地を地区内に含むという特殊性を含んだ区画整理ですので、仮線用地以外の約8割は令和6年ではほぼ概成することになり、高架事業が完了してから最終的な整備を行い事業完了となります。このように非常に長期に渡る事業であるため、地元の方にご迷惑をかけないように、今後どういった形で事業を早期完了までもっていくかを、県の都市整備課と清須市で議論して進めていただければと思います。

○河邑会長

この件については、以前より検討をお願いしているところであります。本日の資料の事業スケジュールの中でも、令和7年にほぼ仮線用地以外が完成し、仮線用地については借地料の支払いも始まるということですので、この段階では地区全体として使用収益が開始されている状況になっていると思います。また、使用収益開始に伴い固定資産税も仮換地の評価で算出されることとなります。そうすると、この高架工事期間中は、地区が概ね完成して仮換地に対して固定資産税が掛かっている状態にも関わらず、住所や登記は従前地のままという不整合な状態が続く形になります。このようなことは、あまり好ましくないと考えます。早期換地処分を行うためには、土地区画整理法をどうクリアするかという問題があるかもしれませんが、法というのは完璧ではないので、現状に合わせて法を解釈し運用して頂く必要があると考えます。この件については、市と県の方でよく検討頂きたいです。

○河邑会長

他に御意見、御質問も無いようですので、以上をもちまして、第10回名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会の全ての議題を終了します。

●事務局

長時間ご協力ありがとうございました。

5 閉会

これもちまして第10回名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会を終了いたします。なお、議事録署名の方につきましては、議事録作成後にご連絡いたしますので、よろしくお願い致します。

( 午前10時41分 閉会 )

会 議 の 結 果	議題1について原案に異議なく同意
問 い 合 わ せ 先	建設部 新清洲駅周辺まちづくり課 052-400-2911 内線2712

会議の記録を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員